（給油の業務が行われていないときの措置）

第四十条の三の六の二　令第二十七条第六項第一号カの総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口その他危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

二　固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないための措置を講ずること。

三　前二号に定めるもののほか、係員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十　令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一　顧客用固定給油設備以外の固定給油設備を使用して顧客自らによる給油を行わないこと。

一の二　顧客用固定注油設備以外の固定注油設備を使用して顧客自らによる容器への詰替えを行わないこと。

［二・三　略］

（運転要員の確保）

第四十七条の二　令第三十条の二第二号の総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送は、移送の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる移送とする。

一　一の運転要員による連続運転時間（一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える移送

［二　略］

［2　略］

（予防規程に定めなければならない事項）

第六十条の二　法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

［一～八の三　略］

八の四　第四十条の三の三の二各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置に関すること。

八の五　第四十条の三の六の二各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置に関すること。

八の六　［略］

［九～十四　略］

［2～7　略］

［新設］

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十　［同上］

一　顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を使用して顧客自らによる給油又は容器への詰替えを行わないこと。

［新設］

［二・三　同上］

（運転要員の確保）

第四十七条の二　［同上］

一　一の運転要員による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える移送

［二　同上］

［2　同上］

（予防規程に定めなければならない事項）

第六十条の二　［同上］

［一～八の三　同上］

［新設］

［新設］

八の四　［同上］

［九～十四　同上］

［2～7　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。